北海道障がい者ピアサーポーター養成事業委託業務 企画提案指示書

1 事業の概要

(1)業務名

北海道障がい者ピアサポート養成事業委託業務

(2)業務の目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい 者等の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービ ス事業所等の管理者等を養成することにより、障がい者等の雇用創出を図るとともに障害福祉 サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を推進することを目的とする。

2 委託業務の内容等

- (1)研修の企画・運営
 - ① 研修の日程、会場の設定
 - ② 研修の内容の企画及び講師の選定
 - ③ 研修開催案内の作成
 - ④ 受講申込みの受付
 - ⑤ 受講者の決定及び受講決定、開催通知等の送付
 - ⑥ 研修で使用する資料、研修レポート又はチェックシート(以下「研修レポート等」という。)の作成
 - ⑦ 研修に必要な設備、教材、機器等の準備
 - ⑧ eラーニングを採用する場合は、それに係るシステム構築、コンテンツの作成 ※既にシステムの構築及びコンテンツの作成ができている場合は除く。
 - ⑨ 研修当日の運営、受講者本人確認
 - ⑩ 研修レポート等の取りまとめ
 - ⑪ 研修受講者名簿、修了者名簿、受講状況確認一覧の作成
 - ① 研修実施後の実績報告書の作成
- (2) 研修修了者に対する修了証書等の作成、交付
- (3) 道が実施する(1) の研修に係る事業者説明会への協力
- (4) 実施上の留意事項

本事業の詳細は、別紙1「北海道ピアサポーター養成事業委託業務実施要領」に定める。

3 発注者

北海道

4 契約期間

委託契約の日から令和7年(2024年)3月31日まで

5 積算上限額(消費税及び地方消費税を含む) 委託料 3,750千円

6 参加者の資格要件

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第 1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその 停止の期間を経過していること。
- ④ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
 - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く)
 - ウ 消費税及び地方消費税
- ⑥ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない場合を除く)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- ⑦ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者で ないこと。

7 審査基準

参加表明を行った事業者から提出された企画提案を審査会で判断する企画競争を実施し、最 良と思われる企画提案を行った事業者と、見積書の条件が合致した場合に業務を委託する。

(1)業務処理体制

- ・業務を効果的かつ効率的に行うことが可能なスケジュールになっているか。
- ・研修の企画、実施を行う事務局体制が確立されているか。また、研修を運営するためのスタッフ配置等は必要かつ十分か。
- ・適切な研修講師やファシリテーターを確保することが可能な実績や方法を備えているか。
- ・研修に用いるテキスト等の教材は妥当か、実費徴収額の設定根拠は適正かつ明確となっているか。
- ・受講者名簿の作成、修了科目の整理などを総括的に管理する体制は整っているか。
- ・修了証書等の作成に関する事務を把握し、交付事務を適切に行う体制は整っているか。
- ・事業予算は妥当であるか、会計処理が適正に実施可能な体制・方法が確保されているか。

(2) 研修の内容

- ・受講者が理解しやすいよう、講義や演習に工夫がされているか。
- ・ピアサポーターや協働支援者がピアサポートを実践する上で役立つ内容が盛り込まれているか
- ・受講者の研修内容の理解が深まるよう、研修の構成(科目の順番)が組み立てられているか。

(3) 研修の実施方法

- ・研修受講希望者を把握し、適切かつ幅広く研修開催を周知する方法がとられているか。
- ・開催時期、曜日、時間帯及び実施方式は、受講しやすい設定となっているか。
- ・受講者の習熟度の確認方法及び不正行為防止の対策は適当か。
- ・受講者への合理的配慮の提供が適切に実施できる体制は整っているか。

8 応募手続き

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴収して資格の有無を審査 し、資格を有する申請者に企画提案を要請する。

(1) 担当部局(提出・問合せ先)

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係

所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号(代表)011-231-4111 内線25-729

(直通) 011-206-6473

FAX番号 011-232-4068

- (2) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
 - 提出部数 1部
 - ② 提出場所 (1)に同じ
 - ③ 提出期限 令和6年(2024年)4月22日(月) 午後5時まで(※告示後10日間)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による
- (3) 参加表明書の作成上の留意事項
 - ・参加表明書及び添付する関係書類は、別紙の様式に基づき作成すること。
 - ・様式の企画はA4版縦とすること。
 - ・記載スペースが足りない場合は、任意様式により提出すること。
- (4) 企画提案書(別紙様式)の提出期限、提出場所及び方法
 - ① 提出部数 6部(社名、団体名等は1部のみ記載し、残り5部には記載しないこと)
 - ② 提出場所 (1)に同じ
 - ③ 提出期限 令和6年(2024年)5月1日(水) 午後5時まで(※告示後3週間)
 - ④ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)による
- 9 企画提案書に関するヒアリング
- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。(ヒアリング日時、場所は別途通知する。)
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者はプロポーザルを無効とする。
- 10 見積書の提出

採用された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

11 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、5月1日(水)午後5時までに上記8(1)の担当部局へ 連絡すること。

(4) 無効となる提出書類

企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 企画提案の作成のため、北海道から受領した資料は、北海道の了承なく公表・使用することはできない。
- (7) 受託者は、受託業務の処理に伴い、著作権その他の権利が生じた時は、それらの権利を北海 道に移転しなければならない。
- (8) 受託者は、受託業務の処理に伴い、収集した個人情報は、全て北海道に移転しなければなら

ない。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (10) 契約書作成の要否 要
- (11) 関連情報を収集するための窓口 上記8 (1) に同じ
- (12) 審査結果及び特定者名 公表する。